

事 務 連 絡
平成 2 1 年 5 月 1 9 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

カナダ産いんげん豆の検査命令の実施について

標記については平成21年2月5日付け食安輸発第0205004号に基づき、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、輸入者に対しグリホサートに係る自主検査を指導することとしていたところです。

今般、登録検査機関における受託体制が整ったことから、カナダ産いんげん豆については、グリホサートに係る検査命令を実施するようお願いします。

(参考) 平成21年5月19日現在の検査受託可能検査機関

財団法人 食品環境検査協会

財団法人 日本食品分析センター